

令和7年度 厚木市立病院
看護師等奨学金貸付募集要項

【選考試験日】

令和7年5月25日（日）

申込締切 令和7年5月14日（水）**必着**

問い合わせ先

〒 243-8588 神奈川県厚木市水引1丁目16番36号

電話 046-221-1570（内線3219）

ホームページアドレス <http://www.atsugicity-hp.jp>

厚木市立病院 病院総務課

厚木市立病院看護師等奨学金貸付制度について

厚木市立病院では、将来、当院に看護師または助産師（以下「看護師等」という。）として働きたいと思っている方に対し、奨学金の貸付けを行います。

1 貸付要件

次の全てを満たす方

①看護師等養成施設（※）に在学する方

※看護師等養成施設とは、保健師助産師看護師法第20条第1号～第21条第3号に規定する大学、学校、養成所（大学、短期大学、専門学校）をいう。

②令和9年卒の方

（令和7年4月1日時点で、4年課程の3年生、3年課程の2年生）

③卒業後、看護師として厚木市立病院に勤務する意思がある方

④看護師免許取得時に、30歳未満（29歳まで）の方

⑤当院の定める成績基準を満たしている方（「9 当院の定める成績基準」参照）

2 奨学金の額

月額6万円

3 貸付期間

奨学生として決定を受けたのち、養成施設を卒業する月までの期間です。

ただし、1年度ごとに成績確認、面接を行い、翌年度の貸付けを決定します。

成績が当院の定める基準に満たない方、面談の結果貸付けが適当でない判断された方は、翌年度からの貸付けを停止します。また、そのまま奨学生を辞退する場合は、それまでに貸し付けた奨学金を全額返還していただきます。

なお、選考の結果、合格された方には、成年者2名の連帯保証人を立てていただきます（同一世帯の者を2名連帯保証人とすることは不可）。

4 募集人数

5人程度

5 選考方法

- （1）書類選考 成績証明書、申込書及び志望理由書による書類審査
- （2）小論文 思考力、構成力、表現力等についての筆記審査
- （3）適性検査 社会・職業生活等への適応性検査
- （4）個人面接 面接による申込者の人物評価

6 応募書類及び応募方法

（1）応募書類

- ア 厚木市立病院看護師等奨学生選考申込書（写真添付）
- イ 志望理由書
- ウ 在学証明書
- エ 成績証明書（応募時点で提出できる最新のもの）

(2) 応募方法

郵送又は直接持参

送付先 〒243-8588 厚木市水引1-16-36

厚木市立病院 病院総務課

応募締切 令和7年5月14日(水) 必着

※封筒に「奨学生選考試験受験申込書」と朱書きしてください。

※書留または簡易書留で郵送してください。追跡できない郵送方法で送付された場合の郵便事故等には一切対応しません。

※郵送の場合は必着です。追跡により締切日当日までに当院への到着が確認できなかった申込みは無効となります。

※書類を持参する場合は、平日(月～金曜。祝日除く)の9時～17時に提出してください。受領証をお渡ししますので、必ずお受け取りください。

7 最終合格者の決定及び発表

選考の結果について総合的な判定を行い、合格者を決定し、その合否については、申込者全員に文書(郵送)で通知します。電話やメールでのお問い合わせには一切お答えできません。

8 その他

(1) 当院の職員としての採用に当たっては、別途採用試験を受験することが必要です。採用試験の結果、不合格となり、当院に就職できない場合は、奨学金を返還していただきます(採用試験を受験しない場合も同様)。看護師の採用試験には、年齢に関する受験資格があります。御自身の卒業及び国家資格取得時の年齢を考慮してから、申込みしてください。

(2) 看護師等養成施設を卒業した後、奨学金の全額を返還していただくことが原則です。ただし、採用試験に合格し、当院に職員として採用された場合は、奨学金の返還が猶予されます。

(3) 採用試験に合格し、職員として採用された方で、奨学金の貸付けを受けた期間に相当する期間を勤務したときは、奨学金の返還が免除されます。

貸付けを受けた期間に相当する期間を勤務せず退職する場合は、その勤務した期間に相当する期間の奨学金の返還は免除されますが、残りの期間に相当する奨学金は返還していただきます(原則一括返還)。

(4) 奨学生が看護師等養成施設を休学した場合は、奨学金の貸付けも休止します。

(5) 次の場合は、奨学金の貸付けを中止し、奨学金を全額返還していただきます。

ア 奨学金の貸付けを受けることを辞退したとき

イ 看護師等養成施設を退学したとき

ウ 看護師等国家試験の受験資格を取得できる見込みがないと認められるとき

エ 停学処分を受けたとき

オ 虚偽その他不正な手段により奨学金貸付けを受けたことが明らかになったとき

カ 奨学金の貸付けの目的を達する見込みがないと認められるとき

(6) 翌年度も引き続き看護師等養成施設に在学し、奨学金の貸し付けを継続する方は、面接及び、成績証明書による審査を受けていただきます。審査の結果、貸付が認められないと判断された場合は、奨学金の貸し付けを停止します。

9 当院の定める成績基準

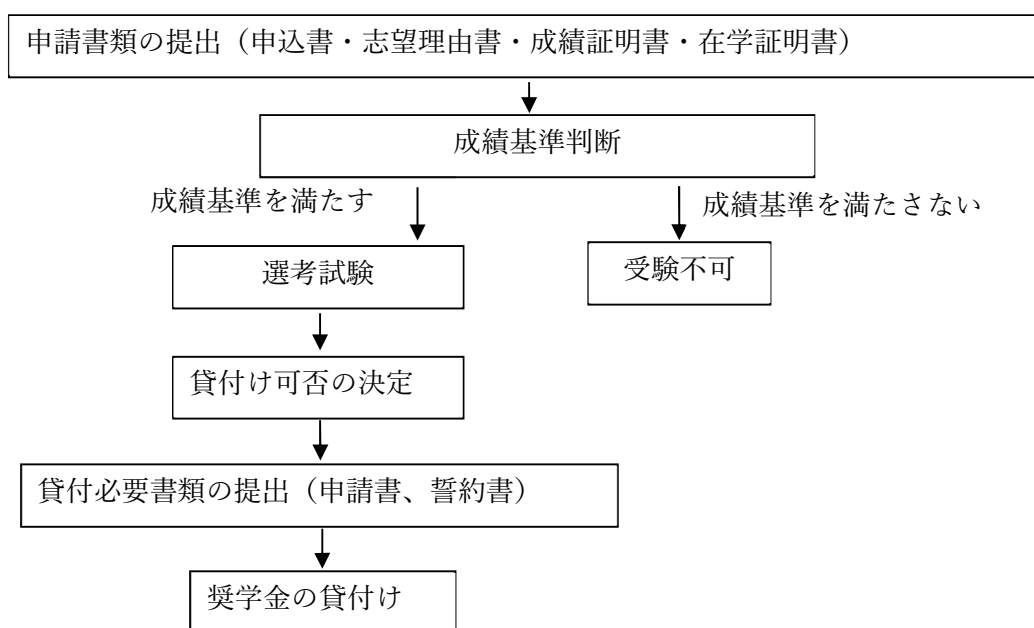
(1) 受験資格

受験時に提出する成績証明書のうち、「不可」に相当する評価及びその1段階上位の評価の占める割合が、全体の30%未満であること。

(2) 継続決定

翌年度貸付継続決定時に提出する成績証明書のうち、最新学年の成績で、「不可」に相当する評価及びその1段階上位の評価の占める割合が、同学年評価全体の30%未満であること。

10 奨学生の決定と貸付けまでの流れ



11 奨学金の貸付け継続決定の流れ

